



委員会発議第1号



核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、かすみがうら市議会会議規則（平成17年  
議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和3年3月17日

かすみがうら市議会

議長 岡崎 勉 様

提出者 令和3年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 川村 成 二

内閣総理大臣 菅 義偉 様

かすみがうら市議会 議長 岡 崎 勉

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）

人類史上初めて核兵器の全面禁止を明文化した「核兵器禁止条約」の批准国が50カ国を超え、本年1月22日に条約が発効しました。

被爆者の方々の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という強い思いが国際社会を動かし、批准50カ国の達成につながったものと確信いたします。核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」は、最終的に13,702,345人（本市職員483筆を含む）分が国連に提出されました。

また、昨年10月1日現在で世界の164の国・地域から国内の1,733都市（本市を含む）を含む7,961都市が加盟する平和首長会議は、各国に対し、同条約に署名・批准するよう訴え続けています。

核兵器禁止条約は「核兵器をなくすべきだ」という人類の意思を明確にした条約です。この条約の内容を包括的で実効性の高いものにしていくには、核保有国をはじめ、より多くの国が条約に参加しなければなりません。

よって、国におかれましては、非核三原則を堅持しつつ、立場の異なる国々の橋渡しに努め、各国の対話や行動を粘り強く促すことによって、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取り組みをリードするよう、次の事項に取り組まれることを強く要望いたします。

記

唯一の戦争被爆国として一日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。